

法律知識 No.31



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

これまで、民法の相続について説明してきましたが、今回からは、日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策をお話ししていきます。

Q

隣の家の木の枝が 土地の境界線を越えて困っている



〈今回の事例〉

隣の家の木の枝が土地の境界線を越えて自分の土地へ伸びてきて困っている。隣の家の住人は、あまり家に帰っていないようで、木の枝を切るようお願いする機会もない。

この場合、木の枝を勝手に切ってもよいのでしょうか？

A

民法には、隣地の竹木の枝が境界線を越えているときは、その竹木の所有者に枝を切除させることができるという規定があります。

土地の所有者は、基本的にその土地に生えている木の所有者となりますので、隣の家の人に境界線を越えている枝を切るよう請求することができます。しかし、隣の家の人に請求したにも関わらず、枝を切らない場合、**自分で枝を切ることはできません。**

民法には、自力救済禁止の原則というものがありません。権利を侵害するような状態が生じていても、裁判所を bypass せずに自力で侵害を排除することはできないという原則です。権利が侵害されているのに排除できないのはおかしいと思うかもしれませんが、裁判所を bypass せずに排除できるということになると、個人の判断で実力の行使が認められることになっ

てしまいます。つまり、権利が侵害されていても、自力で権利を回復できないこととなります。今回の場合のように、隣の家の住人が枝を切ってくれず、強制的に枝を切りたい場合は、裁判所へ請求することを検討してもらうことになります。

なお、民法では竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができると定められています。つまり、枝の場合と異なり、竹や木の根に限り、所有者に請求せずに、切ることができます。

枝、根のいずれの場合にも限らず、今後もお近所の方とはお付き合いが続くので、まずはお互いに話し合うことから進めてはいかかでしょうか。そこで、解決しない場合に、今回、お話しした内容を参考にしてもらえればと思います。